

# 第159回

## 高崎市都市計画審議会会議録

令和3年7月26日（月）

午後2時

総合保健センター3階 第4会議室

## 出席者一覧

### I 出席委員

1番	金井 稔	(代理：岸交通官)	2番	石田 安利
3番	福井 貴規	(代理：宮川調整官)	4番	荒木 征二
5番	石川 徹		6番	南沢 千春
7番	松岡 利一		8番	石綿 和夫
9番	茂木 和男		10番	新保 克佳
11番	佐藤 俊也		13番	堀越 芳春
14番	大河原 吉明		15番	田端 穰
16番	坂本 正樹		17番	村山 元展
18番	追川 徳信		19番	越澤 恭行
20番	荻原 由美子		21番	清水 公美
22番	今井 隆		23番	戸塚 宣敏
24番	片貝 喜一郎		25番	時田 裕之

### II 出席幹事

都市整備部長	内田 昌孝
建設部長	奥野 正佳

### III 市側出席者

都市計画課 課長	岩下 浩
〃 計画担当	竹渕 裕介 永田 瑞穂
〃 土地利用担当	横尾 真矢 黒澤 千恵子 高槻 麻美
都市計画課景観室	相川 宏二 飯島 智久
産業・流通基盤整備室 室長	小鮒 由貴
管理担当	笠原 伸益
公園緑地課 課長	黒崎 喜由
群馬支所建設課 課長	小渕 嘉春
高崎工業団地造成組合 事務局長	関口 宏達
開発係	大島 勇人
	松本 元

IV 傍聴者	0名
報道機関	2名

## 1 開 会

### 事務局 A

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆さまお揃いになりましたので、只今から第159回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

本日の都市計画審議会ですが、出席をお願いしております委員さん25名でございます。1名の委員さんが欠席となっておりますが、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。

なお、本日の審議会は、皆様新しく任期が始まりまして、最初の会議となります。委嘱状につきまして、本来であれば、市長より手渡しいただくところですが、新型コロナウイルスの関係で、机上に置かせていただいておりますのでお納めください。

## 2 市長あいさつ

### 事務局 A

続きまして、議事日程2の市長あいさつでございます。市長よりご挨拶申し上げます。

### 市長

皆様、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。大事な審議会でございますので、お力をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。せっかくの機会でございますので、最近進んでおりますいくつかのプロジェクトについて、参考までにお話させていただきたいと思っております。

1つ目は、豊岡に新しい駅を造ろうということで今 JR 東日本と交渉中でございます。また、高崎経済大学に向かって川を渡りますのでそこに橋を造らせていただこうと予算も計上いたしました。国道406号線の交通渋滞の緩和も期待されると思っております。

2つ目は、西毛広域幹線道路周辺の整備についてでございます。こちらの幹線道路は、畑の上を通るものですから、今のままの規制をそのまま受けますと、道路の周辺何もできない、前橋から安中までただ単に早く走るだけになってしまいます。市街化調整区域でございますけれども市議会のお力をいただきまして、条例改正いたしまして、規制緩和を進めてまいります。高崎は住宅もマンションも高めなものですから、若いカップル、若い夫婦が住まいを見つけるのに、高崎を離れて、伊勢崎市、渋川市、吉岡町の方に住まいを見つけるという現象がおきております。高崎に住まいを見つけられるような、美しい住宅街を実現できるよう規制緩和を進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、烏川の下流の下水道施設付近の旧高崎市民ゴルフ場でございます。そこでプレーを楽しみにしている地元の方がたくさんいらっしゃいますが、広大な土地でございますので、国の管理河川でありますから、自由にできる訳ではございませんけれども、一部の方だけでなく、一般市民の皆様が利用できるようなスポーツパークにしたいと考えており

ます。日本でも最大級のグラウンドゴルフ場、サッカー場、野球場、パークゴルフ、ゲートボール、子供のスポーツの遊び場を造りたいと考えております。進入路なども必要ですし、大雨などによる冠水対策など、検討が必要ですが、おいおいコロナ禍であっても着実に進めてまいりたいと思っております。高崎のスポーツ環境をさらにいっそう飛躍的に改善していきたいと思っております。

それから、スズランでございますけれども、以前からスズランが高崎から撤退してしまうのではないかと噂がございまして、私も大変心配しておりましたが、過日スズランの社長と話し合いまして、高崎に残るとのお言葉をいただきました。様子が一変するような構想が進んでおります。

それから、高崎駅東口に高崎芸術劇場がございまして。その隣接地にビックカメラ、高崎市民体育館、日本中央バスを一括整理いたしまして、再開発を進め新しい商業エリアを造り民間の投資を促したい、新しい再開発をしようと話もかなり進みいよいよ出発のところ、コロナの影響で民間地権者も大変な状況となってしまいました。多少不安な状況でございますのでここは無理して進めず、少し休憩させていただくことといたしました。構想そのものが無くなった訳ではございませんのでご承知いただきたいと思っております。

都市計画審議会委員の皆様には、このような都市計画に関連する色々な状況をご承知いただきまして、今後お知恵をお借りいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

## **事務局A**

ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、市長は公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしてございます、議事日程、議案書、A3サイズの添付図面、名簿、都市計画審議会条例及び議事運営規則でございます。また、名簿につきましては、番号に誤りがございましたので本日新しく配らせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。また、高崎・箕郷・榛名・吉井の都市計画図を配布させていただきます。その他、新たな委員さんには高崎市都市計画マスタープラン1冊、高崎の都市計画1冊を配布させていただきます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## **3 委員及び幹事等の紹介**

### **事務局A**

続きまして、議事日程3の委員及び幹事等の紹介でございます。大変恐れ入りますが、順番に自己紹介をお願いしたいと存じます。

### **各委員あいさつ**

## 事務局 A

ありがとうございました。皆さんよろしくお願いいいたします。只今お座りをいただいております議席は仮の議席でございます。議席については、後ほど決定させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして幹事等のご紹介させていただきます。副市長から順番にお願いいいたします。

## 副市長

お世話になります。高崎市副市長でございます。名簿には記載されておりませんが、都市整備部を所管してございます関係で、この審議会にも出席をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

## 都市整備部長

大変お世話になっております。高崎市都市整備部長でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

## 建設部長

お世話になります。建設部長でございます。よろしくお願いいいたします。

## 事務局 A

ありがとうございました。本日は議事に関連する所管の幹事が出席しております。このほか議事によっては市民部長、環境部長、商工観光部長、農政部長、下水道局長が幹事として出席させていただくことがございます。よろしくお願いいいたします。

なお、本日の審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第 12 条の規定により公開としており、傍聴希望の受付をしましたところ、傍聴者 0 名、報道関係の方が 2 名いらしておりますので報告させていただきます。それでは、報道機関の方にご入場いただきますのでよろしくお願いいいたします。

## 4 議 事

### (1) 仮議長の選出

#### 事務局 A

それでは、只今より議事に入らせていただきます。議事の第 1 仮議長の選出についてでございますが、事務局案としまして、委員 A に仮議長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。それでは仮議長席へ移動をお願いいたします。

## **(2) 会長の選出**

### **仮議長**

只今、仮議長を仰せつかりました。ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは早速でございますが、議事の第2会長の選出に入りたいと思います。

高崎市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、第1号委員であります学識経験のある者の中から選ぶこととなりますが、どなたか第1号委員さんの中で推薦などございませんか。

### **委員B**

会長の推薦ですが、これまでの都市計画審議会における経験が大変豊富で、また弁護士という立場から法にも精通しておられる、社会経験も豊富であることから、委員Cが適任と考えますがいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

### **仮議長**

委員Cを推薦するご意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしということで、会長は委員Cに決定いたします。以上で仮議長の務めが終わりました。ご協力ありがとうございました。

### **事務局A**

ありがとうございました。それでは議長席に移動をよろしくお願いいたします。

それでは、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

### **会長**

ただいま委員Bから過分なお言葉をいただきまして、皆さんの異議なしという声に支えられて会長に選任されました坂本正樹と申します。簡単に自己紹介をさせていただきます。高崎高校、早稲田大学法学部出身で、現在高崎市本町で弁護士事務所を35年ほどやっております。大学時代、都市計画に興味がありまして住宅金融公庫に就職したのですが、弁護士に転職いたしました。弁護士で学識委員ということですが、弁護士の通常業務で都市政策、都市計画で問題のあることはまずございませんので、法律全般については多少専門家と言ってもいいかと思えますけれども、都市計画について専門ということではありません。そういった意味では前会長はプロ中のプロの方ですので足元にも及びませんので、それだけ皆さんにご協力いただいて最善を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### **事務局A**

ありがとうございました。それでは、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

### **(3) 会長職務代理者の指名**

#### **会長**

それでは議事日程に基づきまして議事を進めたいと思います。まず議事の3番目、会長職務代理者の決定になりますが、高崎市都市計画審議会条例第5条第3項により、会長があらかじめ指名する委員が職務代理者となりますので、委員Aをお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

### **(4) 議席の決定**

#### **会長**

次に議事の第4、議席の決定に入ります。高崎市都市計画審議会議事運営規則の規定により、審議会委員の議席を決めることになっており、これをくじによって決定します。高崎市のまちづくりを決定するこの大切な場で活発な議論をしていただきたいという発想から、このような方式をとらせていただいております。どうぞご理解をいただきますようお願いいたします。それでは、事務局お願いします。

#### **事務局A**

それでは事務局の者がくじをお持ちしますので、順番に、くじを引いていただきます。

#### **事務局読み上げ**

#### **事務局A**

本日欠席の方の分について、会長にくじを引いていただきます。

#### **事務局読み上げ**

#### **事務局A**

新しい議席が決定いたしました。本日は今のお席で進めさせていただきます。次回から新しい議席をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

#### **会長**

ありがとうございました。

### **(5) 会議録署名人の指名**

## 会長

それでは議事を進めさせていただきます。議事の第5、会議録署名人の指名を行います。高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、委員Dと委員Eを指名いたします。

## (6) 議事

### 会長

それでは議事の第6に入ります。議案第427号 高崎都市計画公園の変更（5・5・2号三ツ寺公園）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

### 事務局B

それでは議案第427号 高崎都市計画公園5・5・2号三ツ寺公園の変更についてご説明いたします。なお、本議案につきましては、高崎市決定の案件となっております。

お手元の資料は、議案添付図面の図-1～図-4になります。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。こちらは総括図で、図面については図-1です。三ツ寺公園は、群馬地域の中央付近に位置している総合公園です。公園区域の北側には、現在群馬県で整備を進めております西毛広域幹線道路が通る予定で、東側には主要地方道高崎渋川線、南側には主要地方道前橋・安中・富岡線が通っており、アクセス性に優れた公園となっております。当公園は、平成2年1月30日に都市計画決定を行い、平成22年4月1日に全面供用を開始いたしました。その後、平成30年に西毛広域幹線道路（都市計画道路3・3・59中央幹線）の線形変更により、公園区域の一部を縮小し、現在の計画面積は、約10.5haとなっております。こちらは計画図です。お手元の資料は、図-2となります。スクリーンには拡大したものを表示しております。変更前は黄色、変更後は赤色で示しております。変更前の面積は約10.5ha、変更後は約10.3haで、面積を縮小する計画となっております。変更内容についてご説明いたします。変更する箇所は、公園北西側の西毛広域幹線道路市道の取り付け部分と、公園中央東側付近の市道部分の2箇所です。まず、公園北西部分についてです。スクリーン左側、緑色で囲った区域が、現在の公園の開設区域となっております。また、スクリーン右側のオレンジ色で囲った区域が、まだ形にはなっておりませんが、平成30年に決定された公園区域となっております。

次に、西毛広域幹線道路の整備計画イメージ図を合成してみますと、このようになります。公園西側の市道部分の歩道は、平成30年の変更時点では、公園区域内の“園路”として決定され、公園と一体的な活用を行う計画でありました。しかしながら、現時点で、計画されている市道の高さと同園内は、大きいところで概ね5mの高低差があることが分かっております。そのため、市道の歩道と一体的に利用される部分につきましては、西毛広域幹線道路からの連続性も考慮し、公園区域の園路として見るよりは、公園区域から除



外し、市道の歩道として位置づける方が適切と判断し、市道に変更するものでございます。

次に、中央東側付近の市道についてです。当該箇所は、計画決定区域と実際の公園開設区域に差異があることから、実態に合わせるため区域の変更をするものです。これは、計画決定されている公園区域内に、民地と道路が含まれており、そこから東側は市街化区域となっていることから、住宅地としての開発が進んでおります。市としては、この場所について今後、公園整備の予定もなく、すでに約3mほどの擁壁で区切られていることから、区域の見直しを行い、公園の計画面積を縮小するものです。以上が、都市計画決定の変更の内容となります。

続いて、都市計画法に基づく法定手続きの経過と今後の予定につきまして、ご報告します。まず、原案の閲覧と公述人の受付ですが、5月6日から2週間行ったところ、閲覧者は0名、公述の申出はございませんでした。そのため、公聴会は中止といたしました。その後、都市計画面案の縦覧を6月18日から2週間行い、縦覧者は、2名で、1名の方から意見書の提出がございました。意見書の要旨は、法19条において、都市計画審議会に提出することとなっておりますので、別添資料として本日お配りさせていただきました。内容についてはこの後ご説明いたします。以上が、これまでの都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。今後の予定といたしましては、本審議会にて原案のとおり答申をいただきましたら、群馬県との協議後、速やかに都市計画決定告示を行う予定としております。

それでは、提出いただいた意見書について、「意見の要旨および高崎市の見解」について、ご説明いたします。お手元の添付資料をご覧ください。本都市計画変更は、都市計画公園の面積についての変更でございます。意見書では、関連する道路についてのご意見を頂戴しておりますので、都市計画の案としては変更することなく、要旨および見解を述べさせていただきます。なお、個人情報保護の観点から、氏名につきましては匿名表記にて掲載しております。それでは、意見の要旨ですが1番から3番までございまして、まず1番でございますが、「3年前の公述回答の見解と照らし合わせて進められているか私ども市民に理解できるように情報発信を望む」ということでございます。3年前の公述回答というのは、平成30年の西毛広域幹線道路の都市計画変更のときに提出された意見に対し、群馬県が回答を述べたものでございます。具体的には、西毛広域幹線道路と交差する市道に歩道がないことに関する懸念と、ソフト面を含めた地域全体の交通安全対策を希望する内容で、群馬県が高崎市と協議を進めていく旨の回答をだしております。これを踏まえ、今回の意見に対する市の見解としまして、西毛広域幹線道路は、現在群馬県が整備を進めており、交差する市道の交通安全対策については、群馬県の回答のとおり、高崎市としても、群馬県と協働しながら引き続き注力してまいります。続きまして、2番としまして、「当時（3年前）の計画から三ツ寺公園近隣の市道の歩道設計が変更されているように見えます。具体的な改善点、自動車の暴走対策など、情報共有を望む」というものでございます。市の見解といたしましては、当該都市計画の変更では、都市計画公園と市道との区域につい

ての変更であるため、市道の歩道部の設計について変更はありません。続きまして、3番でございますが、「交通弱者の子どもたちの命と健康を脅かさないよう、未成年の子どもたちが安全に地域を移動できますよう、市道整備が行われるよう望む」でございます。こちらにつきましての市の見解でございますが、今後も安心安全な市道整備に努めてまいります。以上、意見書の内容と、市の見解でございます。

以上で、議案第427号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

## 会長

ありがとうございました。意見については直接今回の案件に関係するものではないが、県とも協議していきたいとの内容でした。皆さんのご意見ご質問があれば受け賜りたいと思いますがいかがでしょうか。

## 委員F

お世話になります。先ほど説明いただいた中で、高低差が5メートルとのことですが、盛り土をするわけですか。そうすると、工事車両がだいぶ通ることになると思いますが、隣の公園で子供たちが遊ぶ遊具があるので安全性に十分気を付けていただきたい。

## 事務局B

ありがとうございます。工事は、群馬県に進めていただいておりますが、市道も交差する部分がございますので、先ほど意見書の中にもございました通り、県と協議しながら、周辺の皆さまに、トラックに気を付けていただくよう周知するよう群馬県へお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 会長

他に意見や、ご質問ございますか。ご意見が無ければお諮りいたします。議案第427号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第427号は原案のとおりといたします。

続きまして議案第428号 高崎都市計画地区計画の変更（市場周辺地区）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局B

続きまして、議案第428号 高崎都市計画地区計画の変更（市場周辺地区）について説明いたします。なお、本議案につきましても、高崎市決定の案件となります。

まずは、本案件の位置をご説明いたします。前のスクリーンをご覧ください。お手元の

資料では、図一5になります。場所は、高崎駅から東へ約4.5キロメートル、高崎玉村スマートインターチェンジから西へ約2キロメートルの、高崎市総合卸売市場を含む周辺地区で、交通利便性の高い地区となっています。場所を拡大したものがこちらになります。当該地区は、優良企業の誘導による財政基盤の強化や、雇用の確保、不足する産業用地の創出等のため、平成31年に都市計画決定し、整備を進めているところでございます。こちらの写真は、産業団地の現在の様子を上空から見たものです。写真左側は、高崎駅方面で、東毛広域幹線道路が区域の北側に走っています。真ん中の道路は、県道元島名倉賀野線で、事業に伴い拡幅工事を行っています。写真の下側に見える道路は、新設した区域内道路で、一部はアスファルト舗装まで工事が完了しています。こちらの写真は、右側が高崎玉村スマートインターチェンジ方面で、東毛広域幹線道路が区域の北側を走っています。真ん中の道路は、県道元島名倉賀野線です。では、現在の都市計画で定めている内容を簡単にご説明いたします。まず、区域区分、通称は線引きと言われてはいますが、ここは、開発を進めていく区域なので、市街化区域です。次に、用途地域は、産業団地のため、工業地域の指定をしています。容積率は200%、建蔽率は60%が限度となります。続いて、地区計画を定めています。名称は、市場周辺地区・地区計画です。また、事業手法として、土地区画整理事業を都市計画決定しており、現在、事業中です。今回の変更は、このうちの地区計画の内容を変更するものです。

次に、地区計画を簡単にご説明いたします。地区計画とは、その地区の特徴に応じてルールを決めることができる都市計画です。例えば、事業所が建てられるエリアと、住宅が建てられるエリアを分けて、住環境を守ったり、事業を行いやすいようにします。また、住宅地に沿って、騒音対策などの緩衝帯として緑地帯をつくることもできます。これらを、地区計画で定めることで、環境に配慮したまちづくりとすることができます。ちなみに、本市では本地区を含め、25地区で地区計画を定めています。

それでは、変更内容について、ご説明いたします。まず、変更理由ですが、本地区は平成31年に都市計画決定を行い、高崎工業団地造成組合により事業を進めておりますが、産業用地内の道路や、周辺住民のための生活道路、緩衝緑地について、詳細設計を進めていったところ、道路や緑地、これらを地区施設と申しますが、これらを変更する必要性が出てきたことから、今回変更するものです。まず、1つ目です。区域の西側になります。お手元の資料では、図一6になります。拡大いたします。左側が変更前、右側が変更後になります。区域内の道路Aの幅員を6mから9mに変更します。これは、当初幅員6mを予定しておりましたが、企業等にヒアリングを行いましたところ、大型車の通行も考えられるため、9mの幅員に変更することとしました。これに伴い緑地の面積も変更となります。続いては、区域内道路Dの幅員を12～15mで計画したものを、企業等にヒアリングを行うとともに、利用形態を考慮し、10～13mに変更することとしました。幅員としては減少しますが、右下の道路Bと同じ幅員になりますので、大型車の通行に関しては、道路構造上も問題ありません。続いては、こちらの緑地になります。この緑地は、南側の住

宅地との緩衝帯として計画したものです。上が変更前、下が変更後になります。変更する内容は、緑地の区分けを大きくするもので、緑地自体の幅に変更はありません。理由としては、周辺住民の利便性を向上させるため、住宅地から区域内道路へ繋ぐ道路を増やすこととしました。この道路の位置については、確定したものではなく、警察協議を今後行っていく中で、多少移動することが考えられます。そうしたことを考えますと、変更前のように、緑地を道路によって区分けしてしまいますと、道路の位置を移動した際に、緑地の面積も変わり、再度、変更の手続きを行うことになってしまいます。道路が増えても、特に緑地の機能が変わるわけではないため、公共的な変更には柔軟に対応できるよう緑地の区分けを大きくしました。これに伴い、今後警察協議や、住民の意見が反映しやすくなります。続いて調整池についてでございます。調整池は、団地内に降った雨水を一時的に貯めて、河川に流れる水の量を調節することで、河川への負荷を軽減するため設けるものでございます。今回の変更は、調整池の形状が変わるため、周辺に緑地を追加するもので、調整池の機能は全く変わりません。左側が変更前、右側が変更後です。ご覧のとおり、施工工程の都合により、調整池の形状を縦長形状へ変更します。調整池は先ほど申しましたが、河川への負荷を軽減するために設けておりますが、もう一つの効果として、緩衝帯としての役割もあります。したがって、今回の変更に伴い、調整池の西側の住宅地と企業用地との距離が近くなってしまうことから、距離を確保するため、新たに調整池東側にも緑地を計画することとしました。この緑地により、変更後でも住宅地と企業用地の距離は、変わりません。以上が、変更内容の説明になります。

次に、都市計画法に基づく法定手続きの経過と今後の予定につきまして、ご報告します。まず、原案の縦覧ですが、3月4日から2週間行い、縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。続いて、原案の閲覧と公述人の受付ですが、4月19日から2週間行ったところ、閲覧者は0名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は中止といたしました。その後、都市計画案の縦覧を6月18日から2週間行いましたが、縦覧者は、3名で、意見書の提出はございませんでした。以上がこれまでの経過でございます。今後の予定といたしましては、本審議会にて原案のとおり答申をいただきましたら、群馬県との協議後、速やかに都市計画決定告示を行う予定としております。

以上が、議案第428号高崎都市計画地区計画の変更（市場周辺地区）になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 会長

ありがとうございました。簡単にまとめますと、最初の道路の広さの問題は通行量、使用する車の関係で道路の幅員を変更するもの、2番目の緑地の問題は、利用者の利便性から考え、今後臨機応変に対応できるよう緑地の区分けを大きくするもの、3番目については、工程の関係で調整池の形状が変わることになり、住宅地と企業用地が近すぎてしまうためそれを維持するために緑地を確保するということです。皆様のご意見ご質問があれ

ば受け賜りたいと思いますがいかがでしょうか。はいどうぞ。

#### **委員 G**

はい。質問ではございませんが、不明な点がございましたので教えていただければと思います。A地区の道路Cの東端の形状が広がっておりますが、これは意図したものがあるのか、お考えがありましたらお聞かせ願います。

#### **事務局 B**

道路Cの東端は、袋小路になってしまいます。回転場を作るために道路を広くとっております。以上でございます。

#### **委員 G**

ありがとうございます。よくわかりました。

#### **会長**

他にご意見ご質問ございますか。よろしいでしょうか。ご意見が無ければお諮りいたします。議案第428号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第428号は原案のとおりといたします。以上で本日予定している案件はすべて終わりました。恐れ入りますが、報道関係の方はご退席くださいますようお願いいたします。本日はお疲れ様でした。なお、その他の事項がございますので、委員及び幹事の方はそのままお残りください。

### **5 その他**

#### **会長**

それでは、5のその他に入ります。事務局より何かございましたらお願いします。

#### **事務局 B**

次回の審議会の予定を申し上げます。次回は、11月16日火曜日午後2時から予定しております。後日、通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。

#### **会長**

全体を通して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

### **6 閉会**

#### **会長**

それでは、以上をもちまして、第159回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。